

神奈川県内消防広域応援実施計画

第1章 総 則

1 目的

この計画は、神奈川県内において大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、県及び県内消防機関が一致団結し、市町村の区域を越えた広域的な消防応援を行う場合について必要な事項を定め、もって消防応援を円滑かつ迅速に行い、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において使用する用語は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号）において使用する用語の例によるほか、次の各号の例による。

(1) 非常事態

大規模災害等による被害が複数の市町村の区域にまたがり又はその市町村のみの消防力をもって対処することができない事態をいう。

(2) 被災地

大規模災害等が発生した市町村をいう。

(3) 指揮者

被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。

(4) 被災地消防本部

被災地を管轄する消防本部をいう。

(5) 指揮本部

被災地消防本部の指揮本部をいう。

(6) 県内調整本部

被災地の応援等のため神奈川県（以下「県」という。）及び神奈川県内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、神奈川県知事（以下「知事」という。）が設置する神奈川県消防広域運用調整本部をいう。

(7) 代表消防機関

県内の消防本部を代表して各消防本部及び県との連絡調整等を行う消防本部をいう。

(8) 代表消防機関代行

被災等により代表消防機関が任務を行うことができない場合に、代表消防機関の任務を代行する消防本部をいう。

(9) 地区

神奈川県消防長会で定めた地区をいう。

(10) 地区幹事消防機関

各地区の消防本部の幹事として、地区内の消防本部及び県と調整等を行う消防本

部をいう。

- (11) 応援消防本部
消防隊の応援を実施又は実施しようとする県内の消防本部をいう。
- (12) 災害即応部隊
大規模災害等の発生時、県内調整本部の求めに基づき迅速に出動する、次の部隊の総称をいう。
情報収集航空隊：被災地の情報収集を行う消防航空隊
県内指揮支援隊：被災地消防本部の指揮活動を支援する指揮隊及び通信支援隊
陸上先遣隊：災害初期活動を行う陸上部隊（指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊各1隊）
- (13) 県消防応援隊
県内の消防本部から被災地へ派遣される神奈川県消防広域応援隊をいう。
- (14) 地区消防応援隊
地区内の消防本部で編成する県消防応援隊の隊をいう。
- (15) LINE WORKS
ワークスマバイルジャパン株式会社が提供する、企業向けチャットサービスをいう。

3 適用基準等

(1) 適用基準

本計画の適用基準は次のとおりとする。

- ア 地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、被災地の消防力によっては防ぎよが困難として、被災地の市町村長が応援を要請した場合
- イ 被災地消防本部との連絡がとれない状況において、災害の状況及び被災地の消防力を考慮して、応援等が必要な非常事態であると知事が判断した場合

(2) 神奈川県下消防相互応援協定との関係

本計画は神奈川県下消防相互応援協定の効力を妨げるものではなく、被災地消防本部は、災害の規模、種別及び消防力等を勘案の上、本計画又は神奈川県下消防相互応援協定に基づく応援要請のうち、適切と考えられるものを選択するものとする。

なお、本計画が適用された場合、神奈川県下消防相互応援協定より優先するものとする。

4 県消防応援隊の登録

知事は、必要と認める人員及び施設を県消防応援隊として登録するものとする。

登録する県消防応援隊は、消防組織法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防隊等とする。

第2章 応援体制

1 県内調整本部

- (1) 第1章3の規定に基づき本計画を適用した場合は、神奈川県庁第二分庁舎5階消防課事務室に県内調整本部を設置する。
- (2) 県内調整本部長は、知事をもって充てる。
- (3) 県内調整本部の副本部長は、くらし安全防災局防災部消防課長及び代表消防機関職員をもって充てる。
- (4) 県内調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
 - ア くらし安全防災局防災部消防課の職員
 - イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
 - ウ 被災地を管轄する消防本部の職員
- (5) 県内調整本部は、「神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）」と呼称するものとし、無線呼出名称は「かながわしょうぼう」とする。
- (6) 県内調整本部の業務
 - ア 県消防応援隊派遣に関する各種調整
 - イ 応援部隊の決定
 - ウ 県内の被害情報の集約
 - エ 消防庁、地区幹事消防機関及び県内消防本部への連絡調整
 - オ 県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）との調整（消防、警察、自衛隊等の応援隊との調整等）
 - カ 応援及び活動終了の連絡

2 代表消防機関

- (1) 代表消防機関
代表消防機関は横浜市消防局とする。
ただし、被災のため横浜市消防局が任務を遂行することが困難な場合は、次の順位により代表消防機関の代行を知事が指定するものとする。
第1順位：川崎市消防局
第2順位：相模原市消防局
第3順位：被害程度の小さい地区幹事消防機関
- (2) 代表消防機関の任務
代表消防機関の任務は次のとおりとする。
 - ア 県内調整本部への職員派遣
 - イ 出動可能隊数のとりまとめ
 - ウ 県内消防応援隊の派遣先・派遣隊数の調整
 - エ 県内消防応援隊の全体的な指揮・調整
 - オ 地区幹事消防機関との連絡調整
 - カ 消防航空隊との連絡調整
 - キ その他、必要な事項

3 地区幹事消防機関

(1) 地区幹事消防機関

各地区の地区幹事消防機関は次のとおりとする。ただし、自らが被災した等により任務を遂行することが困難な場合は、地区幹事消防機関の代行を県内調整本部が別に指定するものとする。

横浜地区：横浜市消防局

川崎地区：川崎市消防局

相模原地区：相模原市消防局

湘南地区：藤沢市消防局

三浦半島地区：横須賀市消防局

県央地区：厚木市消防本部

県西地区：小田原市消防本部

(2) 地区幹事消防機関の任務

地区幹事消防機関の任務は次のとおりとする。

- ア 地区内の県消防応援隊の指揮・調整
- イ 県内調整本部との連絡調整
- ウ 地区内の消防本部に対する連絡調整
- エ その他、必要な事項

4 各消防本部

県消防応援隊として消防隊等を出動させる。

第3章 事前計画

1 県消防応援隊の編成

- (1) 県消防応援隊の編成は、各消防本部への出動可能隊数の調査結果等に基づき、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊を県内調整本部が決定する。県消防応援隊は、原則として地区ごとに編成するものとする。
- (2) 応援活動の長期化による応援消防本部の負担を軽減するため、第1次派遣となる県消防応援隊は、政令市（横浜市、川崎市及び相模原市）消防局以外の消防本部を優先して編成するものとし、第2次派遣以降は政令市消防局を中心に編成するよう配慮するものとする。
- (3) 県消防応援隊を指揮する隊長（以下「県隊長」という。）は、原則として代表消防機関の職員をもって充てる。
- (4) 地区ごとに、指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊、航空小隊及び水上小隊のうち、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成するものとする。

なお、災害の状況によっては、県隊長の指示により任務別に各中隊を編成して活動するものとし、県消防応援隊の各中隊長は、県隊長が指定するものとする。
- (5) 地区で編成する県消防応援隊の名称は、各地区の名称を付け「〇〇地区消防広域

応援隊（以下「地区消防応援隊」という。）とする。

- (6) 地区消防応援隊を指揮する隊長（以下「地区隊長」という。）は、原則として地区幹事消防機関の職員をもって充てる。

なお、地区隊長は、当該消防本部の実動隊の隊長を兼ねることができる。

- (7) 各消防本部は、事前に県消防応援隊として出動する部隊を指定しておくものとする。

2 出動体制及び任務

(1) 災害即応部隊

ア 災害即応部隊は、下記表 1 に基づき県内調整本部が編成、県内調整本部の求めにより迅速に出動し、被害情報の収集、被災地消防本部の指揮支援及び災害初期活動を行う。

表 1

被災地区	情報収集航空隊		県内指揮支援隊			陸上先遣隊		
	第 1 次	第 2 次	第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 1 次	第 2 次	第 3 次
横浜	川崎市	—	川崎市	相模原市	—	相模原市	川崎市	—
川崎	横浜市	—	横浜市	相模原市	—	相模原市	横浜市	—
相模原	川崎市	横浜市	横浜市	川崎市	—	川崎市	横浜市	—
湘南	横浜市	川崎市	相模原市	横浜市	川崎市	川崎市	横浜市	相模原市
三浦半島	横浜市	川崎市	川崎市	相模原市	横浜市	横浜市	相模原市	川崎市
県央	川崎市	横浜市	相模原市	川崎市	横浜市	横浜市	川崎市	相模原市
県西	横浜市	川崎市	川崎市	横浜市	相模原市	相模原市	横浜市	川崎市

※ 情報収集航空隊出動地区は、「神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領」（神奈川県消防長会）に基づく応援担当区域

※ 応援活動が長期化する場合、第 2 次以降の順位により部隊交替を行う。（情報収集航空隊及び陸上先遣隊は 1 日、県内指揮支援隊は 2 日を目安に交替する。）

イ 災害即応部隊の任務

(ア) 情報収集航空隊

航空機で被災地の被害状況等を収集し、県内調整本部に連絡する。

(イ) 県内指揮支援隊

指揮車で被災地の指揮本部に出動し、被害情報等を収集するとともに、主に県消防応援隊の運用について指揮支援活動を行う。

(ウ) 陸上先遣隊

被災地に赴いて被害情報の収集及び消防活動を実施する。陸上先遣隊の隊長は、県隊長が被災地に到着するまでの間、県隊長代行として地区消防応援隊を指揮し消防活動を行う。

(2) 県消防応援隊

県消防応援隊は、県内調整本部の求めに応じ、県内調整本部が指定する被災地の活動拠点に地区ごとに迅速に出動し、県隊長の指揮の下、消防活動を実施する。

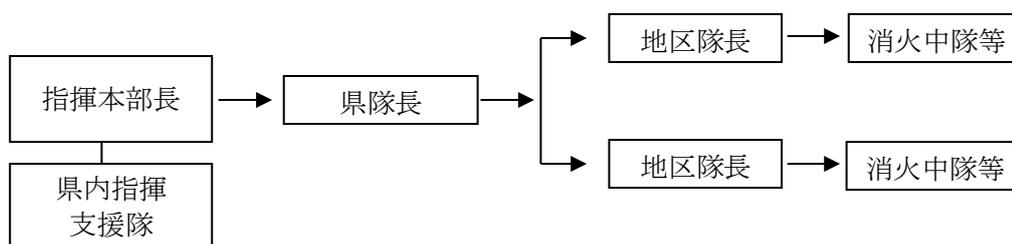
なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

3 指揮体制

(1) 県消防応援隊は、指揮本部の長（以下「指揮本部長」という。）の指揮の下に行動するものとする。

(2) 指揮体制は、図1のとおりとする。

図1



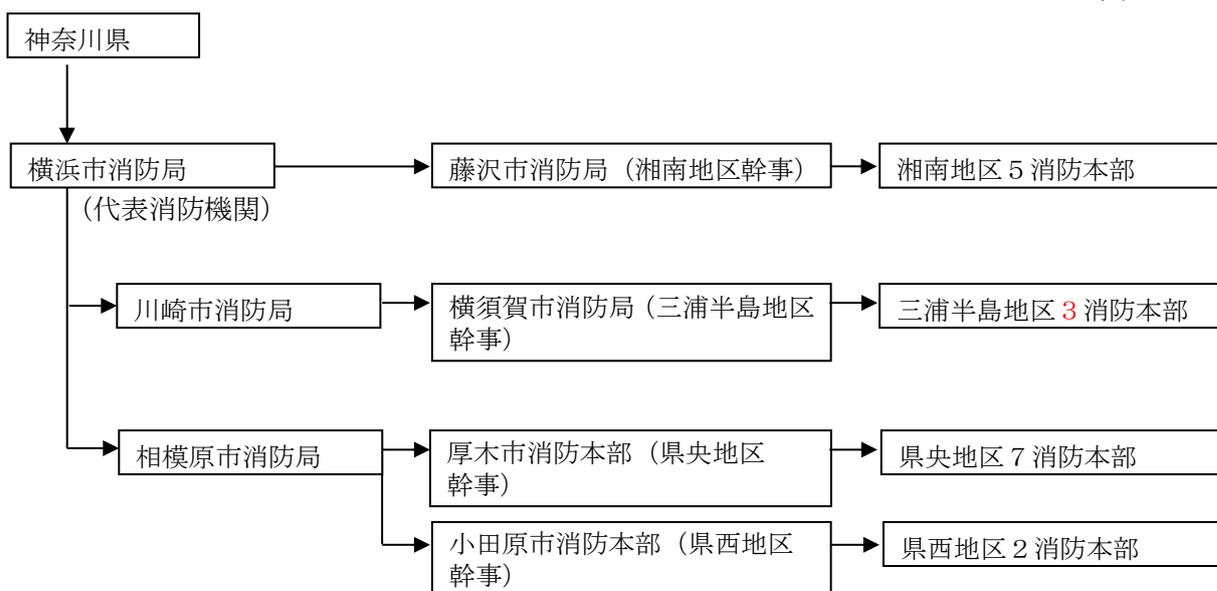
4 情報連絡体制

(1) 情報連絡系統

情報連絡系統は、原則として LINE WORKS により、県及び各消防本部間で一斉に情報共有を図り、LINE WORKS を活用できない場合は図2のとおりとする。

なお、各消防本部から県内調整本部へ報告等をする場合は、図2の逆の経路で行うものとする。

図2



※ 出動可能隊数調査時の LINE WORKS 又は県防災行政通信網ファクシミリは
県内 24 消防機関へ一斉送信

- (2) 情報連絡窓口
別表第1のとおりとする。
- (3) 情報連絡方法及び内容
 - ア 情報連絡は、原則としてLINE WORKSにより行う。ただし、LINE WORKSを活用できない場合は、有線通信により行い、有線途絶時には、地域衛星通信ネットワーク、神奈川県防災行政通信網及び消防救急デジタル無線主運用波6（電波法関係審査基準に基づき神奈川県に割り当てられた県内共通波。以下「主運用波6」という。）等の方法により行うものとする。
 - イ 県は各消防本部に同一内容の調査及び連絡を一斉に通知をする場合は、LINE WORKS又は神奈川県防災行政通信網により行う。
 - ウ LINE WORKSの運用は、原則として、県が通知する「県内消防広域応援でのLINE WORKSの運用手順」に沿って行う。
 - エ 文書等の通信については、LINE WORKSに加え、ファクシミリ、電子メールを活用し、円滑な情報連絡に努める。
 - オ 各消防本部は、原則として情報連絡系統を通じて県へ報告する。
 - カ LINE WORKSの活用により、本計画中の規定様式での通知等を省略した場合には、活動終了後、ファクシミリにより行うこととする。

5 無線体制

各消防本部は、災害現場における無線運用を円滑に行うため、次の事項を考慮し、通信体制の確立に努める。

- (1) 主運用波6や署活動波等を有効に活用し、県消防応援隊間及び指揮本部との通信手段の確保に努めるものとする。
- (2) 電波法第70条の7の規定に基づき、必要に応じて無線機の貸与を相互に行い、無線連絡を同一周波数で行えるように努めるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊が県内に派遣されている場合の統制波1, 2, 3の使用にあたっては、指揮支援部隊長の調整に従う。

6 補給体制

- (1) 各消防本部は、消防活動が長期に及ぶことを想定し、出動隊に対する食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立に努める。
- (2) 県は、地区幹事消防機関等と連絡をとり、食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立のため支援調整を行う。

7 地区消防応援隊に関わる必要事項の策定

各地区幹事消防機関の長は、地区内消防本部の長と協議し地区消防応援隊の出動時の集合場所等の必要な事項を事前に定めるものとする。

第4章 災害発生初期の対応

1 被災地市町村の対応

(1) 災害状況の連絡

大規模災害等を覚知した被災地市町村長は、県及び代表消防機関等に対し、被害状況を直ちにLINE WORKS 又は電話により連絡するものとする。

(2) 指揮本部の設置

被災地消防本部は、管内において大規模災害等が発生した場合、県消防応援隊等を円滑に運用し、災害防ぎよ、人命救助等の消防活動を円滑に実施するため、原則として、当該市町村災害対策本部と緊密な連携がとれる場所に指揮本部を設置するものとする。

(3) 応援要請

ア 被災地の市町村長は、県消防応援隊の要請が必要であると判断した場合は、知事に対して、直ちにLINE WORKS により応援要請を行うものとし、災害の状況等が明らかになり次第、順次LINE WORKS により応援等に必要な隊の種別・規模等に関する連絡を行うものとする。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には、電話により応援要請を行い、第一号様式により応援等に必要な隊の種別・規模等に関する連絡を行うものとする。なお、消防の事務を委託している市町村は、委託先の消防本部を通じて要請するものとする。

イ 前記アによる応援要請を行った場合、被災地の市町村長は、速やかに地区幹事消防機関の長にその旨を報告する。

ウ 知事は、被災地の市町村長から、前記アによる応援要請がなくとも、災害規模等に照らし、緊急を要し、かつ応援要請を待ついとまがないときは、被災地から応援要請を待たないで、当該市町村の消防応援のために次各項に規定する必要な措置をとることができるものとする。

2 県の対応

(1) 県内調整本部の設置

第1章3の規定に基づき本計画を適用した場合は、知事は速やかに県内調整本部を設置するとともに、代表消防機関に連絡する。

夜間、休日等で県内調整本部の設置に時間を要する場合は、県くらし安全防災局防災部消防課職員が登庁し、県内調整本部の設置が完了するまでの間、代表消防機関がその役割を担う。

(2) 消防応援活動調整本部への移行

本計画を適用した災害により、本県に緊急消防援助隊が出動した場合は、県内調整本部は神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱に基づき、消防応援活動調整本部に移行するものとする。

なお、県消防応援隊の活動については、県内調整本部が消防応援活動調整本部に移行した後も本計画に基づき継続するものとする。

3 県内調整本部の対応

(1) 災害即応部隊の出動依頼

県内調整本部は、災害即応部隊を出動させる消防本部に対し、LINE WORKS 又は電話により出動を要請する。ただし、LINE WORKS 又は電話を活用できない場合には第三号の一様式により行う。

なお、災害の規模及び状況により、災害即応部隊の一部又は全部を出動させる必要がない場合は、当該部隊の出動準備を依頼することができるものとする。

(2) 出動可能隊数調査

ア 県内調整本部は、前記 1 (3)による応援要請を受けかつ必要と認めた場合は、LINE WORKS により、出動可能隊数調査を行う。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には第二号の一様式により行う。

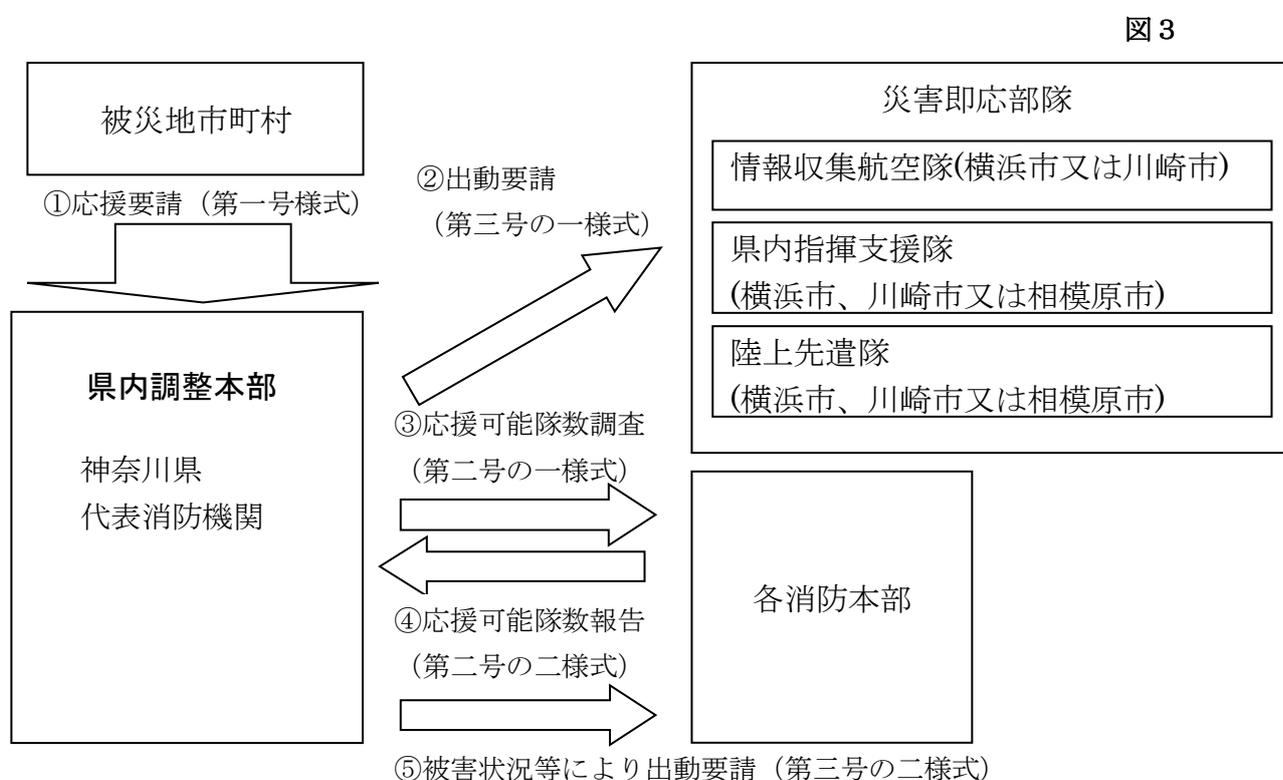
イ 前記アの調査依頼を受けた消防本部は、応援出動の可否について、LINE WORKS により、県及び地区幹事消防機関に報告する。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には、情報連絡系統を通じて、第二号の二様式により行う。

(3) 県消防応援隊の出動

災害即応部隊の被害状況の把握の結果、県消防応援隊の出動が必要と認めた場合は、各消防本部に対し、LINE WORKS により県消防応援隊の出動を要請する。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には第三号の二様式により行う。

(4) 応援要請の流れ

応援要請の流れは、図 3 のとおりとする。



4 応援先の調整及び決定

(1) 県内調整本部は、県消防応援隊の応援先を決定する。

なお、災害の規模により、全ての地区が応援出動する必要がない場合は、表2の応援優先順位や被害状況、派遣期間等を総合的に判断し、応援地区を決定するものとする。

表2

要請地区	応援地区						
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
横浜地区	湘南	三浦	県央	県西	川崎	相模原	—
川崎地区	三浦	県央	湘南	県西	横浜	相模原	—
相模原地区	県央	県西	湘南	三浦	川崎	横浜	—
湘南地区	湘南	三浦	県西	県央	横浜	相模原	川崎
三浦半島地区	三浦	湘南	県央	県西	横浜	川崎	相模原
県央地区	県央	県西	湘南	三浦	相模原	横浜	川崎
県西地区	県西	県央	湘南	三浦	相模原	横浜	川崎

※ 同一地区内での応援が可能な場合は、同一地区を優先する。また、近隣市町消防本部のみで対応が可能な場合は、地区消防隊の編成を行わず、近隣市町消防本部での対応を優先する。

(2) 県内調整本部は、前記(1)により応援先を決定した場合は、LINE WORKSにより、応援を行う市町村の長に出動を要請するとともに、地区幹事消防機関等に連絡し、被災地の市町村長に通知する。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には、第三号の二様式により、応援を行う市町村の長に出動を要請するとともに、地区幹事消防機関等に連絡し、第三号の三様式により被災地の市町村長に通知する。

第5章 応援活動等

1 県内調整本部の対応

(1) 活動拠点

ア 活動拠点を被災地消防本部と協議し決定する。

なお、この際は、警察や自衛隊の活動拠点を県災対本部に確認し、調整を行う。

イ 決定した活動拠点を、各地区幹事消防機関に連絡する。

(2) 被災地消防本部の受入体制の調整

下記2(4)に定める要請を受けた場合、又は被災地消防本部で県消防応援隊の受入体制が整わないと判断した場合は、県内の被害状況を勘案し、受入体制の支援をする消防本部について、地区幹事消防機関等と調整を行う。

(3) 情報収集及び連絡

被害状況、活動状況、その他必要な事項について情報を収集し、適宜、被災地消防本部及び地区幹事消防機関に連絡する。

(4) 資機材の貸出し

必要に応じ、県保有の資機材の貸出しについて、県災害対策本部と協議を行う。

(5) 代表消防機関への調整依頼

県内調整本部が行う応援活動に関わる各種業務について、必要に応じ、代表消防機関にその調整を依頼することができる。

2 被災地消防本部の対応

(1) 指揮本部

指揮本部を設置し、指揮本部内に指揮班、情報連絡班、広報班、補給班等を配置し、円滑な指揮体制の確立に努める。

(2) 活動拠点

ア 県消防応援隊の活動拠点を、県内調整本部と調整する。

イ 県消防応援隊の誘導等を行うため、連絡員を活動拠点に派遣させる。

(3) 県消防応援隊への指示内容等

指揮本部長は、到着した県隊長等に次の内容の連絡、指示及び確認を行う。

ア 災害の状況

イ 現在の活動状況

ウ 他地区の県消防応援隊の状況

エ 県消防応援隊の任務及び担当区域

オ 指揮体制

カ 活動場所に至る道路の状況

キ 連絡窓口

ク その他、活動上必要な事項

(4) 受入体制が整わない場合の対応

県消防応援隊の受入体制が整わないと判断する場合は、その任務に係る調整を県内調整本部に求めることができる。

(5) 職員派遣の検討

県消防応援隊の要請を行った場合は、県内調整本部への職員派遣を検討する。この場合において、派遣される職員は消防組織法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号に規定する「災害発生市町村の長の指名する職員」として、次の役割を担うものとする。

ア 被災地消防本部と県内調整本部との連絡体制の構築

イ 県消防応援隊の進入ルートを選定等に係る情報提供

3 地区幹事消防機関の対応

(1) 集結場所の指定

地区幹事消防機関の長は、地区内の県消防応援隊の集結場所及び集結時間を指定し、応援可能な消防本部に通知する。

(2) 被災地への出動

地区隊長は、県消防応援隊の集結場所において、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認並びに点検を行うとともに、要請内容及び活動拠点を

全員に周知させた上、地区消防応援隊を出動させる。

(3) 出場報告

地区幹事消防機関は、地区消防応援隊が集結場所から被災地へ出動したときは、次の事項を県内調整本部に連絡する。

- ア 地区消防応援隊の出動時間
- イ 地区隊長の階級及び氏名
- ウ 地区消防応援隊の人員、車両及び資機材
- エ 地区消防応援隊の現場到着予定時間及び移動経路
- オ その他、必要な事項

(4) 被災地到着時の報告

地区隊長は、指揮本部長に到着の報告を行い、必要な指示を受ける。

4 応援消防本部の応援の中止

応援出動中の部隊に事故が発生した場合等、県消防応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じたときは、応援消防本部は、地区隊長を通じ県隊長に状況を説明の上、応援を中止することができる。この場合、県隊長は、応援の中止の旨を地区幹事消防機関及び県内調整本部に報告する。

第6章 活動終了

1 県消防応援隊の引揚げ

- (1) 被災地の市町村長は、県内指揮支援隊長からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を総合勘案し、当該市町村の区域内における県消防応援隊の活動終了を判断するものとし、県内調整本部へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- (2) 県内調整本部は、県内指揮支援隊長及び県隊長に引揚げの連絡をする。
- (3) 地区隊長は、県隊長から引揚げの連絡を受けた場合は、応援活動を終了し、人員・車両・資機材等の異常の有無を確認の上、引揚げるものとする。

2 帰署報告等

- (1) 応援消防本部は、県消防応援隊が帰署した場合は、その旨を被災地消防本部及び地区幹事消防機関に報告する。
- (2) 地区幹事消防機関は、地区内の前記(1)の報告をとりまとめ、県内調整本部に報告する。
- (3) 県内調整本部は、地区幹事消防機関からの報告をもって、解散とする。

3 活動結果報告

- (1) 県消防応援隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署後、地区幹事消防機関に第四号様式により活動報告を行う。
- (2) 地区幹事消防機関は、地区内の前記(1)の報告をとりまとめ、県内調整本部に報

告する。

第7章 その他

1 経費の負担

原則として、神奈川県下消防相互応援協定のとおりとする。なお、応援のために要した経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 応援隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
- (2) 県消防応援隊の活動のために使用した当該部隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、県消防応援隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費

2 各市町村の計画策定

各市町村は、この計画に基づき、県内消防広域応援について必要な事項を定めるものとする。

3 神奈川県消防広域応援基本計画について

神奈川県消防広域応援基本計画（平成2年策定）は、廃止する。

附 則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年3月30日から施行する。